

序に代えて——「生きべくんば民衆とともに、死すべくんば民衆のために」

専修大学法学研究所紀要第38号『公法の諸問題Ⅷ』を発刊するにあたり、執筆していただいた所員の方々には、心よりお礼を申し上げたい。とくに埼玉大学名誉教授・岩見良太郎先生には、法学研究所主催の法学ワークショップ（2012年10月16日）でのご報告を紀要にご寄稿いただくようお願いしたところ、ご快諾いただいた。あらためて感謝申し上げます。

今年度も、法学研究所は、研究会、シンポジウムなど多彩な研究活動・教育活動を展開することができ、ご協力いただいたの方々には心から感謝申し上げます。このうち個人的に最も印象深かったのは、「2012年度法学研究所シンポジウム 映画と講演の夕べ《小繋事件から自治と所有の原点・現点を考える》」である。

「小繋事件」とは、岩手県の小さな山村である小繋（こつなぎ）村の住民が、「そこに暮らす人々にとって、普遍的利益をもたらすものを、どのように利用し、管理すべきか」を問いかけ、入会権の意味を50年余にもわたって争った裁判闘争のことである。私は民主主義科学者協会法律部会という学会に属するものであるが、この学会の創始者のひとりともいえる故戒能通孝博士は、この小繋事件に専念するために大学教授の職を辞したともいわれる。戒能通孝博士の入会権論の中には、農業という生業のあり方を考えさせ、空気を吸う権利のようなものとして、そして農民の生存そのものの一環としての入会権といった「法学的所有権」・「近代的土地所有権」を超える「権利論」の生成の歴史をみることができる。また、私の専門からすれば、農民自身が地域社会の形成主体となりうるかといった観点からの「自治権」の生成の歴史をみることも可能である。

シンポジウムでは、戒能通厚先生（名古屋大学名誉教授・早稲田大学名誉教授）から、「ある自由人の生き方―父の思い出」と題するご講演を賜り、小繫事件との関連も語っていただきながら、戒能通孝博士の人間像を浮き彫りにしていただいた。また、戒能通孝博士のもとで学ばれ、小繫事件を生涯の研究対象とされ、いまなお小繫村を訪れヒアリングを行うなど研究を続けられている畑穰先生（元早稲田大学教授・元九州大学教授）と第一線で活躍する法社会学者である棚沢能生先生（早稲田大学教授）には、「小繫事件を語る」と題する対談をお願いした。小繫の原点と現点はもとより、小繫のこれからを予感させるコモンズ論にいたるまで、たいへん興味深いお話をうかがうことができた。

冒頭に掲げた「生きべくんば民衆とともに、死すべくんば民衆のために」は、この小繫事件の主任弁護人を務めた弁護士・布施辰治が残した言葉である。私事ながら、文字どおり座右の銘として、私の書斎のコンピュータ横に貼り付けてある言葉である。法学者は、何のために法律学を学び、どのような法学的態度表明をすべきなのか。法科大学院における法律家養成の意義が問われる今だからこそ、小繫事件そのもの、そしてそこで生き抜いた民衆とそれを支え続けた法律家の生きざまから、学問としての法律学の原点・現点を再確認したい。

2013年1月

法学研究所所長 白 藤 博 行